

流山市農業委員会  
令和5年第11回  
総会議事録

令和5年10月10日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会令和5年第11回総会議事録

- 1 期 日 令和5年10月10日(火)
- 2 場 所 流山市役所301会議室
- 3 議長名 水代 啓司
- 4 署名委員 10番 岡田 長政  
11番 山崎 日出男
- 5 出席農業委員(委員11名)
  - 1番 鈴田 徹
  - 2番 矢口 優子
  - 3番 池田 操代
  - 4番 金子 文雄
  - 5番 鈴木 亨
  - 6番 金子 孝博
  - 7番 中嶋 清
  - 8番 小菅 康男
  - 10番 岡田 長政
  - 11番 山崎 日出男
  - 12番 水代 啓司
- 6 欠席農業委員(委員1名)
  - 9番 石井 保
- 7 出席農地利用最適化推進委員(委員3名)
  - 1地区 藍川 治助
  - 2地区 森田 元彦
  - 2地区 海老原 節雄
- 8 欠席農地利用最適化推進委員(委員1名)
  - 1地区 染谷 文夫
- 9 書記名 事務局会計年度任用職員 齊藤 恒夫
- 10 事務局 事務局長 恩田 一成  
事務局次長 染谷 晃  
事務局主事 窪田 優成
- 11 会議目次
  - 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について…………… 2
  - 議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)…………… 3
  - 議案第52号 農用地利用集積計画の決定について…………… 5
  - 議案第53号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について…………… 8
  - 報告第30号 令和5年度流山市利用状況調査結果について…………… 11
  - 報告第31号 転用許可に伴う工事完了の報告について…………… 12
  - 報告第32号 専決処理の報告について…………… 13

**▲開会 午後3時00分**

**○水代会長** それでは、ただ今から令和5年第11回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中11名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることを報告いたします。

なお、9番 石井委員と染谷推進委員から欠席の旨、届出がありましたので、報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○水代会長** 異議なしと認めます。

10番 岡田委員、11番 山崎委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤会計年度任用職員を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

**◎染谷次長** お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第53号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」までの4議案について、御審議いただきたいと思っております。

また、報告事項といたしましては、報告第30号「令和5年度流山市利用状況調査結果について」から報告第32号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

御説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

**○水代会長** ただいまの説明について、何か質問ございますか。

(なしの声あり)

**○水代会長** なしと認めます。

これより議事に入ります。

**○水代会長** 議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の1ページをご覧ください。

議案第50号

農地法第3条の規定による許可申請について  
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和5年10月10日提出

今月の申請は1件です。

権利者は流山市古間木の方で、年齢は4歳、親権者である両親からの申請です。

申請地は、古間木の田2筆、畑1筆、面積は合わせて4,089平方メートルです。

申請事由は、将来も世帯として安定した農業経営を行うため、家族内の贈与にて所有権を取得するものです。

議案案内図は、1ページにございますので、併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○**水代会長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○**鈴木委員長** 議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は1件です。

本案については、現地調査および権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図で説明いたします。

申請地は、東武線豊四季駅の南西約1.6キロメートルに位置している田2筆と畑1筆の合計3筆、面積は4,089平方メートルです。

申請理由につきましては、将来も世帯として安定した農業経営を行うため、譲渡人の祖父、祖母から持分の1/3ずつを贈与により取得するものです。

なお、残りの持分の1/3は、権利者の父親が所有しております。

申請地の田は、投影している写真のとおり、稲刈り済みの状態で、畑については、果樹が植えられている状態でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の年齢は4歳、権利者の親権者である両親からの申請で、農業従事者は4名です。

今後も申請地を含め、世帯内で引き続き耕作を続けていきたいということです。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れること、また、農業従事日数を満たしていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○**水代会長** ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。  
質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。  
(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。  
議案第50号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
挙手、全員であります。  
よって議案第50号については、許可することに決定いたしました。  
ありがとうございました。

○水代会長 議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」  
を議題といたします。

議案の説明を求めます。  
染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページを御覧ください。

議案第51号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)  
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。  
令和5年10月10日 提出  
今月の申請は1件です。  
権利者は、松戸市二ツ木に所在する法人です。  
申請地は、西深井の畑2筆 転用面積は848平方メートルです。  
権利の種類は所有権の移転で、転用目的は資材置場を整備するものです。  
この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の3ページと4ページにございます  
ので、併せて御参照ください。  
御説明は、以上です。  
よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から、審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○鈴木委員長 議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」報告いた  
します。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件です。  
本案についても、現地調査と権利者およびその関係者からのヒアリングを行い、  
審議いたしました。  
申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。  
申請地は、東武線運河駅の西約600メートルに位置し、周囲は小規模な畑と住宅  
が混在している地域です。  
そのため、宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する

農地で、おおむね10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は、売買による所有権移転で、転用目的は資材置場を整備しようとするものです。

権利者は、松戸市二ツ木に本店を置く合同会社で、令和4年に設立されています。事業内容は建設業等で、前年度の売り上げは約6,700万円です。

今年度の売上見込みは約8,000万円とのことです。

申請理由については、権利者は現在、流山市や松戸市で外構や内装業を中心とした建設業を営んでおります。

今回、既存の資材置場と駐車場を地権者に返却すること、また今後の事業拡大に伴い、流山市近郊での工事を多く受注しているため、資材置場用地を求めていたところ、地権者の協力が得られたことから、申請がなされたものです。

次に、申請地の現況につきまして説明いたします。

前方の写真のとおりで、申請地周辺につきましては、東側は道路で、周囲は住宅に囲まれております。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について説明いたします。

全面を砂利敷きとし、車両出入口部分をコンクリート舗装とする計画です。

土砂等の流出対策については、外周に高さ2メートルから3メートルの万能鋼板を設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は敷地内浸透とし、汚水は発生しないとのことでした。

次に、資金計画ですが、土地価格は約400万円、整備費が約290万円の合計690万円です。

全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当はありません。

なお、申請者へのヒアリングの際に、建物を建築する予定はないことを確認しております。

以上、権利者および申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、資材置場を必要とする具体的な根拠などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆(第10番 岡田委員) 近隣住民からどんな意見が出たのか教えてください。

◎事務局(染谷次長) お答えいたします。

資材置場造成にあたって、近隣は農地ではなく、周囲はすべて宅地です。

北側および南側・西側は住宅、そして東側は道路に囲まれています。

事業者は、近隣住民にご挨拶に行って、資材置場計画について説明をし、周囲には、万能鋼板を設置する旨の説明をしたところ、北側住民からは、特に日照の関係からあまり高すぎないようにとの要望があったとのことでした。

今後、住民の方と協議をしながら行っていくとのことでした。

反対意見等は無かったそうです。

○水代会長 よろしいですか。

◆第10番(岡田委員) はい。

○水代会長 他に質問ございませんか。

◆第6番(金子孝博委員) 前面道路は、幅員4メートル程度の道路だと思いますが、関係車両は1日何回程度通行するのですか。

◎事務局(染谷次長) 関係車両の利用見込みについてお答えいたします。

こちらの前面道路については、2トン車両が2台通る計画と聞いております。

時間帯は、朝8時頃に利用することや、通学や近隣住民の生活上の影響が生じないように配慮するものと聞いています。

松戸の本社と、主となる現場が野田市や流山市とのことですので、夕方には資材置場への通行はないと思いますが、近隣の方々には迷惑がかからないように留意すると聞いております。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第51号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第51号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第52号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の3ページをお開きください。

議案第52号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和5年10月10日提出

今月の申請は新規が3件、更新が1件です。

はじめに、議案の1番と2番の権利者が同一であるため一括して御説明いたします。

権利者は、流山市西深井に本店を置く法人です。

対象となる農地は、西深井の畑6筆、面積は合わせて1,727平方メートルです。

利用権の設定期間は、1番は新規により6年間、2番は新規により3年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、5ページと6ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案書の4ページをお開きください。

議案3番の権利者は、流山市西深井にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、平方の田1筆で 面積は1,031平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により3年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、7ページにございますので、併せて御参照ください。

最後に、議案の4番は流山市古間木にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、芝崎の畑1筆、面積は324平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、8ページにございますので、併せて御参照ください。

今月の農用地利用集積は以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○鈴木委員長 議案第52号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が3件、更新が1件です。

1番と2番は権利者が同一のため一括して御報告します。

1番については、新たに6年間、2番については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者は、西深井に本店を置く、農地所有適格法人です。

農業従事者は4名で、農業従事日数は220日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおりとなっております。1番は休耕状態となっており、2番については、耕起済みの状態でした。

3番については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は67歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は280日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおりとなっております。

現地の状況ですが、稲刈り済みの状態でした。

4番については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、農業で年齢は76歳です。

農業従事者は4名で、農業従事日数は280日です。

申請地につきましては、写真のとおりで、耕起済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れることや、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の3番については、金子孝博委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

金子孝博委員の退席を求めます。

(午後3時23分 金子孝博委員退席)

○水代会長 これより、本案の3番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第52号の3番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第52号の3番については、承認することに決定いたしました。

金子孝博委員の除斥を解きます。

(午後3時24分 金子孝博委員入室)

○水代会長 続きまして、本案の4番については、金子文雄委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

金子文雄委員の退席を求めます。

(午後3時25分 金子文雄委員退席)

○水代会長 これより、本案の4番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

○水代会長 質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第52号の4番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第52号の4番については、承認することに決定いたしました。

金子文雄委員の除斥を解きます。

(午後3時26分 金子文雄委員入室)

○水代会長 最後に、本案の1番から2番までに対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

私から1点お聞きします。賃貸借期間の3年と6年の違いはなんですか。

◎事務局(染谷次長) お答えします。1番は6年間、2番は3年間の賃貸借期間ですが、いずれも同一人です。6年間の方は、果樹を作付けするというので期間を分けてあるとのこと。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第52号の1番から2番までについて、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第52号の1番から2番までについては、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第53号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の6ページをご覧ください。

議案第53号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

租税特別措置法施行令第40条の7および租税特別措置法施行規則第23条の8の規定による証明願を次のとおりとする。

令和5年10月10日提出

今回、相続人から引き続き農業経営を行い、相続税の納税猶予を受けるため、証

明願の提出があったもので、今月の申請は2件です。

1番の申請者は、流山市おおたかの森東三丁目の方で、被相続人の妻に当たります。

申請地は、おおたかの森東三丁目の現況畑4筆 面積は合わせて2032.87平方メートル。

議案案内図は9ページにございますので、併せて御参照ください。

被相続人については、昭和28年生まれで令和5年2月に69歳でお亡くなりになられた方です。

相続人は、昭和30年生まれの68歳の方です。

相続人の世帯の農業従事者は、3名です。

現地の状況につきましては、作付け済の状況でした。

2番の申請者は、流山市長崎一丁目の方で被相続人の子に当たります。

申請地は、長崎一丁目の現況畑3筆、面積をあわせて4,578平方メートル、議案案内図は10ページにございますので、併せて御参照ください。

被相続人については、昭和13年生まれで令和5年2月に84歳でお亡くなりになられた方です。

相続人は、昭和43年生まれの55歳の方です。

相続人の世帯の農業従事者は、4名です。

現地の状況につきましては、作付け済の状況でした。

説明は以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○鈴木委員長 議案第53号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」御報告いたします。

本案は、引き続き農業を継続し、相続税の納税猶予を受けるために、証明願があったものです。

今月の案件は2件です。本案につきましても、現地調査と申請者からのヒアリングを行っております。

はじめに、1番の申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線豊四季駅、北西約500メートルに位置している土地です。

被相続人は、昭和28年生まれで、令和5年2月に69歳で亡くなられた方です。

相続人は、被相続人の妻で昭和30年生まれの68歳の方です。

農業従事者につきましては、申請者と、子が2名で、合計3名であります。

申請地は、写真のとおり、作付けされておりました。

申請者に、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し、耕作を続けなければならないことを説明したところ、了解しているとの回答を得ております。

しかし、本件においては、申請者が納税猶予に関する適格者であることは確認いたしました。現地調査の際に、対象区域について一部確認事項が生じ、申請者が税務署と再確認することとなりました。

以上のことをもとに審議したところ、引き続き農業を継続していくことは確認できましたが、納税猶予を受ける面積を再度確認する必要があるため、1番については、全会一致で継続審議となりました。

次に、2番の申請地につきまして、前方の地図で説明いたします。申請地は、東武線の豊四季駅南西約500メートルに位置している土地です。

被相続人は、昭和13年生まれで、令和5年2月に84歳で亡くなられた方です。

相続人は、被相続人の子で昭和43年生まれの55歳の方です。

本案は、引き続き農業を継続し、相続税の納税猶予を受けるために、証明願があったものです。

農業従事者につきましては、申請者と、母、妻、子で、合計4名であります。

申請地は、写真のとおり、作付されておりました。

2番についても納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し、耕作を続けなければならないことを説明したところ、了解しているとの回答を得ております。

以上のことをもとに審議しましたところ、引き続き農業を継続していくことが確認できたため、2番については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

○水代会長 継続理由の再確認事項について、もう少し詳しく説明してください。

◎事務局(染谷次長) 継続審議となった理由について、前方のスクリーンで説明します。

今回、自宅周辺の農地について、納税猶予を受けるものです。

小委員会の当日、現地調査したところ、トラクターの車庫が設置されていたため、この面積について、納税猶予が受けられるかどうか、税務署に確認した方がいいと現地で説明しました。

分筆するのか、測量して納税猶予を受けるのか、丸筆こちらも納税猶予の対象となるのかについては、税務署の判断となりますので、継続としました。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第53号の1番については継続審議とすることに、2番については証明するこ

とに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員(多数)であります。

よって議案第53号の1番については、申請地の面積が確定しなかったことから継続審議にすることに、2番については証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、報告第30号「令和5年度流山市利用状況調査結果について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページをお開きください。

報告第30号

令和5年度流山市利用状況調査結果について

農地法第30条第1項の規定により実施した令和5年度流山市利用状況調査の集計結果について次のとおり報告する。

令和5年10月10日報告

議案書の7ページが調査結果の集計表となります。

スクリーンの調査日程も併せて御覧ください。

本年度は、市内を2日間に分けて、委員の皆様にご現地を御確認頂きました。

ありがとうございました。

8月18日(金)第1班は、主に、南、北、西深井、駒木台地区

8月21日(月)第2班は、野々下、芝崎、前ヶ崎、駒木地区を調査頂きました。

スクリーンでは、調査当日の様子を写しています。

次に「利用状況調査結果」について御報告いたします。

スクリーンを御覧ください。

結果の内訳分類としまして、草刈り等を行うことにより耕作が可能となる農地を「1号緑農地」と呼び、草刈りだけでは直ちに耕作はできず、基盤整備等の条件整備が必要な農地を「1号黄農地」と分けました。

農地の荒廃具合が軽微なものが緑、非農地まではいかないが、荒廃が進んでいるものが黄と考えていただければと思います。

まず、1号緑判定の農地です。

昨年度から状況が改善されて、1号黄判定から1号緑判定に変更となった農地が7筆 合計面積は6,610平方メートルです。

こちらは、駒木台、野々下二丁目、芝崎の農地で、所在場所・土地所有者およびを画面に表示しております。

次に、昨年度以前から継続して1号緑判定とした農地が11筆 合計面積は5,015平方メートルです。

続いて、1号黄判定の農地です。

昨年度から状況が悪化して、1号緑判定から1号黄判定に変更となった農地が8筆

合計面積は8,106平方メートルです。

こちらは、野々下二丁目の農地で、所在場所・土地所有者を画面に表示しております。

次に、昨年度以前から継続して1号黄判定とした農地が28筆 合計面積21,419平方メートルです。

なお、令和3年度から、遊休農地と判定された農地については、新規、継続を問わず農地の利用意向の調査を行うこととなりましたので、ただいま御報告した農地の所有者に対しては、文書での農地利用意向調査を行います。

続きまして、今年度遊休農地を解消した農地は2筆 合計面積2,693平方メートルです。

こちらは、野々下二丁目です。所在場所・土地所有者および農地の現況等を画面に表示しております。

次に、内訳分類の非農地(旧B判定)ですが、本年度は1件でした。

こちらは、前ヶ崎で所在場所・土地所有者および農地の現況等を画面に表示しております。

昨年度以前から継続して非農地B判定となっている農地が、194筆 合計面積95,867.87平方メートルです。

最後に、主に田を畑に農地造成を行った土地の「造成後の作付け状況・管理状況」について行っている調査の結果です。

野々下二丁目と西深井、前ヶ崎の農地12筆 合計面積14,716.12平方メートルの状況を調査し、適正利用がされていることを確認しました。

御説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 ただいま報告がありました。質問、意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代会長 特になさうです。次に進みます。

○水代会長 次に、報告第31号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の8ページをお開きください。

報告第31号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和5年10月10日 報告

今月の工事完了報告は3件です。

1番は、令和5年3月の総会で審議がなされ、令和5年3月29日付けで、許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の11ページと12ページにございます。

こちらにつきましては、9月12日に山崎委員と金子文雄委員に現地をご確認いただきました。

現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せて御参照ください。

2番は、令和4年7月の総会で審議がなされ、令和4年7月15日付けで、許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の13ページと14ページにございます。

3番は、令和4年10月の総会で審議がなされ、令和4年10月13日付けで、許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の15ページにございます。

2番と3番につきましては、9月21日に石井委員と中嶋委員に現地を御確認いただきました。

現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せて御参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありました。質問、意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第32号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の9ページをお開きください。

報告第32号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年10月10日報告

はじめに、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、2件 3筆 面積766平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、19件 86筆 面積49,085.06平方メート

ルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の10ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が2件です。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が12件、マンションの区分所有が2件、道水道用地が4件、その他建物施設が1件の計19件の届出がありました。

今月の専決処理のご報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和5年第11回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございます。

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和5年第11回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございます。

△閉会 午後3時53分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和5年10月10日

流山市農業委員会長

水沢啓司

流山市農業委員会委員

岡田長政

流山市農業委員会委員

小嶋日夫